

加算届出に関する提出締切

1 加算増額（単位数増）の算定の場合、予定月の前月 15 日までにメール又は郵送【消印有効】

（例：変更日が 12 月 1 日のとき 11 月 15 日までに投函）

2 加算減額（単位数減）の算定の場合、判明後速やかにメール又は郵送にて提出。

3 福祉・介護職員処遇改善（特別）加算を新たに算定する場合は、前々月の末日までにメールで提出

（例：算定開始日が 12 月 1 日の場合、10 月末日までにメールで提出）

4 前年度実績が算定の要件となる加算について、

大阪府では加算を算定する年の 4 月 15 日までにメール又は郵送【消印有効】

※ 締切日は厳守してください。なお適正な書類として受理した場合につき、変更日から算定可能です。

※ 補正の解消等に時間を要しますので締切にかかわらず、できる限り早めの提出をお願いします。